



連合愛知

- ・ 労災の防止
- ・ 快適な職場
- ・ 心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

2017連合全国セイフティネットワーク集会 ～連合愛知安全衛生センターの取り組みを報告～



7月14日、ホテルラングウッド（東京）において「2017連合全国セイフティネットワーク集会」が開催され、構成組織・地方連合会の労働安

全衛生担当者101名が参加した。

厚労省の高橋専門官からは、今年最終年を迎える「第12次労働災害防止計画」についての状況と課題の説明があった。死亡者数・休業4日以上死傷者数とも長期的には減少傾向にあるが、第三次産業の一部の業種で増加傾向がみられるなど課題も多い。平成24年と比べて15%以上減少させるという目標に向けて、それぞれの職場で安全活動を徹底して進めることが重要である。

続いて中央労働災害防止協会の斉藤次長から、早ければ本年11月に発行予定の「ISO45001」（労働安全衛生マネジメントシステム）について、その内容と活用方法について説明があった。ISO認証取得は事業場のイメージアップや取引上の優位性、法令順守の強化、責任・役割の明確化などのメリットも多いが、認証取得自体が目的化し、ISOのために活動して失敗に終わるケースもある。普段行っている安全衛生活動を法令に照らし合わせながら再確認し、労使で協議しながら足りないものを補完して、より良い中身の安全衛生マネジメントシステムを構築することが求められる。労働組合としてしっかりとした対応ができるよう、今後の動向を注視していきたい。

次に、意見交換を通じて労働安全衛生活動の推進、底上げを図ることを目的に、構成組織、単組、地方連合会から取り組み事例報告があり、その中で、連合愛知安全衛生センターの取り組みを報告した。特に、労働保険事務組合の認可を受けている地方連合会は大阪と愛知にしかなく、委員長の労災加入の問題意識は持ちつつも、どこに依頼したらよいのかわからないといった産別の声も受けた。そこで、少なくともブロックに一つは事務組合を持てるよう、本部からの働きかけと支援を要請し、本部からは、まずは実態把握から今後検討していくとの返答を得た。



▲植山所長

最後に、今年1～3月に実施した「第9回労働安全衛生に関する調査」の結果速報について、連合雇用対策局の吉住局長から報告があった。最終的な報告については、改めてセンターだよりで報告したい。

10月1日～7日は全国労働衛生週間

今年のスローガン

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で68回目となる。

9月は準備期間となっているので、それぞれの職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会を実施するなど、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る取り組みを展開してほしい。

特に今回は、治療をしながら仕事をしている方が労働人口の3人に1人と多数を占めているなど治療と仕事の両立が大きな課題となっているほか、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障がいなどが重要な課題となっている。これらのことを踏まえ、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）に基づく、治療と仕事の両立支援の推進や、改正労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）の交付といった化学物質による健康障がい防止対策の徹底、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や過重労働対策の推進を重点的に実施することとされている。また、今年から開始された「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の推進による職場の熱中症予防対策も引き続き推進してほしい。

※9月の準備期間に実施する重点事項は裏面参照



安全衛生クイズ

基本編

5

衛生推進者は労働者数【 】人以上50人未満の事業場で選任が必要となる。

- ア. 10
- イ. 20
- ウ. 30

（労働調査会「労働安全衛生広報（別冊）」より）
※答えと解説は裏面



労働安全衛生週間準備期間中（9月）に 実施してほしい重点事項

◆治療と仕事の両立支援対策の推進

- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づく事業場の環境整備
- ①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - ②研修等による両立支援に関する意識啓発
 - ③相談窓口等の明確化
 - ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - ⑤産業保健総合支援センターによる支援の活用

◆化学物質による健康障がい防止対策

- ①化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況確認
- ②化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDSの入手状況、危険有害性情報の確認
- ③SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施と、リスク低減対策の推進
- ④ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果に基づく、労働者への教育推進
- ⑤適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- ⑥特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ⑦その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底



◆メンタルヘルス対策の推進

- ①事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- ②衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価、改善
- ③4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- ④ストレスチェック制度の適切な実施
- ⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取り組みの実施
- ⑥自殺予防週間（9/10～9/16）等を捉えた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取り組みの実施
- ⑦産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用



◆過重労働による健康障がい防止のための総合対策の推進

- ①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及びワーク・ライフ・バランスの推進
- ②改正労働安全衛生規則に基づく長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
- ③長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び

事故措置の徹底

- ⑤小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

◆その他の重点事項

- ①腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- ②受動喫煙防止対策の推進
- ③「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底

ストレスチェック制度の実施状況を公表 ～2017年6月末時点 厚労省調査結果～

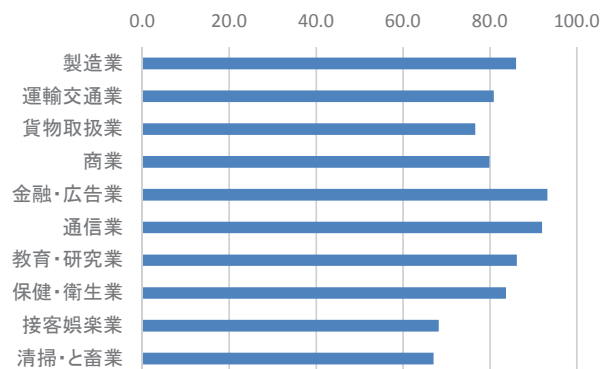
厚生労働省は、企業などに従業員心の健康状態の点検を義務づけた「ストレスチェック制度」の実施状況を公表した。

実施率は82.9%にとどまり、そのうち、職場ごとのストレスの状況を分析した事業場は78.3%で、2割超の事業場では、従業員にチェックを受けさせるだけで終わっている可能性が高いという結果であった。また、結果を分析後、何らかの職場環境の改善にまでつなげた事業場は37.0%であった。

ストレスチェック制度では、結果を受けて従業員から申し出があれば医師による面接指導を行わなければならないが、その実施率は32.7%と低かった。高ストレス者がいなかった事業所もあると思われるが、厚労省は、実際は面接指導が必要であるのに受けていない従業員も多いのではないかとみている。

個人情報取り扱いの問題もあり、ストレスチェック制度をメンタル不調の未然防止につなげるまで至っていない事業場が多い状況が明らかになったが、厚労省は、制度の実効性を高めるために、今年度中に職場環境の改善方法や医師の面接指導に関するマニュアルを作成するとしている。

主な業種別のストレスチェック制度の実施状況（%）



第2回安全衛生担当者研修会

日時：9月22日（金）13：30～17：00

場所：ワークライフプラザれある6階大会議室

※参加者報告締切…9月14日（木）まで

安全衛生クイズ基本編 ⑤

【答え】ア

<労働安全衛生規則第12条の2>

衛生推進者は、業種を問わず常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で選任が必要となります。